

山形県フットサル連盟 運営・規律事項

- 1 本連盟に登録したチームの選手・役員は連盟の一員として、公益財団法人日本サッカー協会が定める「JFA行動規範の精神」と自らの役割を十分に理解し、特定非営利活動法人山形県サッカー協会、山形県フットサル連盟及び所属チームに不利益をもたらすような言動や、協会、連盟またはリーグ役員、スタッフ等並びに所属チームの選手、役員、スタッフ等を誹謗中傷するような言動を慎むものとする。また、県内のフットサル愛好者の模範たる品行を保持し、責任ある態度と言動をとるものとする。
- 2 本連盟の主催するリーグ・大会や各種行事等において、本連盟に登録したチームの属選手・役員・スタッフ等は、連盟の一員として、ゲームや各種行事の運営に協力をしなければならない。
- 3 上記1・2に違反及び非協力的な事案が発生した場合には、規律委員会、理事会(当該チームをのぞく)にて協議をし、山形県フットサル連盟としてのペナルティを当該チームおよび当該選手に科すものとする。

1	リーグ・大会や各種行事への運営協力の不履行・無断欠席	他の行事等への優先的な運営協力と再発防止の誓約書 リーグ・大会等の勝点の剥奪
2	連盟の各種行事・大会への正当な理由がない場合の不参加 (但し、上位大会への参加及び参加準備の場合は除く)	リーグ・大会等の勝点の剥奪 もしくは下位リーグへの自動降格
3	連盟選抜チーム編成時の選手・役員派遣への協力の不履行	リーグ・大会の勝点の剥奪 もしくは下位リーグへの自動降格
4	その他、連盟として認めることができない行為、言動	厳重注意 繰り返し行った場合は別途処分

山形県フットサルリーグ運営・規律事項

山形県フットサルリーグは、山形県におけるフットサルのトップステージであり、参加するチーム並びに選手・役員は、下記内容を十分に理解して参加するものとする。

- 1 選手・役員・スタッフ等はリーグの一員として、日本サッカー協会が定める「JFA行動規範の精神」を十分に理解し、県内フットサル愛好者の模範たる品行を保持し、責任ある態度と言動をとるものとする。
- 2 選手・役員・スタッフ等は「山形県フットサルリーグ」の一員として、自らの役割を十分に理解し、特定非営利活動法人山形県サッカー協会、山形県フットサル連盟及び所属チームに不利益をもたらすような言動や、協会、連盟またはリーグ役員、スタッフ等並びに所属チームの選手、役員、スタッフ等を誹謗中傷するような言動を慎むものとする。
- 3 リーグ戦開催期間において、参加チーム、所属選手・役員に下記内容の事項が発生した場合には、規律委員会・理事会（該当チームをのぞく）において協議をし、山形県フットサル連盟としてのペナルティを当該チームおよび当該選手・役員・スタッフ等に科すものとする。

1	リーグ代表者会議への無断欠席	勝点の剥奪もしくは再発防止の誓約書
2	設営担当時の会場準備・片付けの不履行 (準備開始時刻への遅刻, 人数不足)	厳重注意 繰り返した場合は別途処分, 勝点の剥奪
3	審判、オフィシャルなど運営業務の不履行	厳重注意 繰り返した場合は別途処分, 勝点の剥奪
4	ボール使用禁止場所でのボール使用	厳重注意 繰り返した場合は別途処分, 勝点の剥奪もしくは下位リーグへの自動降格
5	土足禁止場所での土足、外履きでの出入り	当該選手の当日試合の出場禁止及び以降の試合の出場停止(規律委員会で決定) 但し、体育館職員に指摘された場合は、勝点の剥奪もしくは下位リーグへの自動降格
6	指定箇所以外での着替え・上半身裸での会場内移動	厳重注意／繰り返した場合は別途処分
7	所定場所以外での喫煙	厳重注意／繰り返した場合は別途処分
8	その他、連盟として認めることができない行為、言動	厳重注意／繰り返した場合は別途処分

＜基本的な考え方＞

規則を破ることで、体育館使用禁止となる可能性がある行為(4、5)などが最も重いペナルティとなります。続いてリーグ戦運営に支障をきたす恐れのある行為(1～3)、チーム、選手のモラルが問われる行為(6、7)の順にペナルティの重さを設定しました。

※ 特にボール使用禁止場所でのボール使用については、原則的に「自分たちの試合の前の試合のハーフタイム時」もしくは「自分たちのチームの試合が始まる前」のピッチ内でしかボールは蹴れないことになります。観客席や体育館の玄関ホールなどではくれぐれもボールを使用しないこと。

※ 室内用シューズでの外出及び外履きでの室内に入る。

- ① 厳重注意を受けた選手が、同行為を繰り返した場合には、リーグとして1試合出場停止のペナルティを課すものとする。(処分は規律委員会で決定)
- ② 度重なる注意、指導にもかかわらず、運営・規律事項を遵守できないと判断されたチームおよび選手に関しては、リーグからの降格・除名もあるものとする。
- ③ 試合時における各種違反、反則等に関する処分はリーグ規律委員会にて別途処分されるものとする。
- ④ その他の事項については、山形県フットサル連盟理事会にて協議し、処分内容を決定するものとする。

4 その他、上記の運営・規律事項について変更等の必要性が生じた場合、理事会で協議する。

2026 年 9 月 1 日
山形県フットサル連盟

チーム名

本チーム選手・役員は、山形県フットサル連盟 運営・規律事項及び
山形県フットサルリーグ運営・規律事項の内容を了承し、山形県フット
サルリーグに参加します。

年 月 日

代表者名

印